

子発0330第5号
平成30年3月30日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）において具体的に示しているところである。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成28年法律第110号）が、平成30年4月1日に施行されることを踏まえ、今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体等に対し周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 児童記録票の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童記録票の保存期間</p> <p>児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「民間養子縁組あっせん法」という。)第19条第1項の規定により民間あっせん機関から帳簿を引き継いだもの並びに同法第32条第1項及び第2項の規定により報告を受けたものを児童相談所で保存する場合を含む。)は永年で保存するとともに、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>第3節～第8節 (略)</p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 児童記録票の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童記録票の保存期間</p> <p>児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例や、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>第3節～第8節 (略)</p>

新	旧
<p>第4章 援助</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 養子縁組</p> <p>1. 養子縁組の意義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) さらに、平成28年12月に成立した民間養子縁組あっせん法では、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るとともに、民間あっせん機関及び児童相談所が相互に連携及び協力することについて規定されている。このため、児童相談所は、同法第4条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要である。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3. あっせん手続</p> <p>子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によって育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。<u>なお、児童相談所は、民間養子縁組あっせん法の規制を直接受けるものではないが、養子縁組のあっせんを行うに際しては、同法の規定の趣旨に則り、9(2)①から⑥までの通知等を準用すること。</u></p> <p>(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等から<u>養子縁組</u>についての同意を得ておくことが適当である。また、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階 (<u>養子縁組希望者の選定</u>、<u>養子縁組希望者</u>と子どもの面会、縁組成立前の養育) において、保護者の同意を得</p>	<p>第4章 援助</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 養子縁組</p> <p>1. 養子縁組の意義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. あっせん手続</p> <p>子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によって育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。</p> <p>(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等<u>の縁組</u>についての同意を得ておくことが適当である。また、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階 (<u>養親希望者の選定</u>、<u>養親希望者</u>と子どもの面会、縁組成立前の養育) において、保護者の同意を得ることが適当で</p>

新	旧
<p>ることが適当である。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4. 養子縁組成立後の支援</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8. <u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせん</u></p> <p>(1) <u>民間養子縁組あっせん法第4条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に関する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>民間養子縁組あっせん法第3条第2項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性の模索に協力する。</u></p> <p>(3) <u>養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実</u></p>	<p>ある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 法第30条第1項に規定する同居児童の届出が行われたことにより、民間養子縁組あっせん事業者により養子縁組を前提としてあっせんされた子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、必要に応じて支援を行う。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4. 養子縁組成立後の支援</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

新	旧
<p><u>習先の紹介等)等の協力を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(4) 民間養子縁組あっせん法第 26 条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」(平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要であると判断した場合には、一時保護により子どもの安全を確保する。その上で、実親が民間あっせん機関による養子縁組のあっせンを希望し、かつ、当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 法第 30 条第 1 項に規定する同居児童の届出又は民間養子縁組あっせん法第 32 条第 3 項の規定による報告により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う。</u></p> <p><u>(7) 実親の失踪や縁組成立前養育の中止等に伴い、民間あっせん機関から法第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた場合には、第 3 章第 2 節 5 のと</u></p>	

新	旧
<p><u>おり管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(8) 民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、4 と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。</u></p> <p><u>(9) 養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関から、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 6 条第 1 項の報告を受けた都道府県等は、当該民間あっせん機関が行っている養子縁組のあっせんの状況に加え、事業廃止後の子どもの安全確保や支援の体制について、実親の居住地を管轄する児童相談所又は養親希望者の居住地を管轄する児童相談所との調整状況等の確認を行う。また、第 3 章第 2 節 5 のとおり管轄を決定した上で、必要に応じて、子どもの保護や関係者への支援等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(10) 民間養子縁組あっせん法第 19 条第 1 項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関が他の民間あっせん機関に帳簿を引き継ぐ場合、引継ぎ先の民間あっせん機関に帳簿が適切に引き継がれたことの確認を行う。</u></p> <p><u>9. その他</u></p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）第 21 条（b）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p>	<p><u>8. その他</u></p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）第 21 条（b）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p> <p><u>なお、国際養子縁組に係る知見を有する法人として、社会福祉法人日本</u></p>

新	旧
<p>(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。</p> <p>① <u>民間養子縁組あっせん法</u></p> <p>② <u>平成 29 年政令第 290 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」</u></p> <p>③ <u>平成 29 年厚生労働省令第 125 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」</u></p> <p>④ <u>平成 29 年厚生労働大臣告示第 341 号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」</u></p> <p>⑤ <u>平成 29 年厚生労働大臣告示第 342 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」</u></p> <p>⑥ <u>平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」</u></p> <p>⑦ <u>平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」</u></p> <p>⑧ 昭和 62 年 11 月 18 日付け児育第 27 号「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」</p> <p>⑨ 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」</p> <p>⑩ 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑪ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」</p> <p>⑫ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905004 号「養子制度等の運用について」</p>	<p><u>国際社会事業団がある。</u></p> <p>(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。</p> <p>① <u>平成 26 年 5 月 1 日付け雇児発 0501 第 3 号「養子縁組あっせん事業の指導について」</u></p> <p>② 昭和 62 年 11 月 18 日付け児育第 27 号「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」</p> <p>③ 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」</p> <p>④ 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑤ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」</p> <p>⑥ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905004 号「養子制度等の運用について」</p>

新	旧
<p>⑬ 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑭ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>第 4 節 里親 1～10 (略)</p> <p>11. その他 里親委託等については、本指針に定めるほか、次の通知等による。 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 2 号「里親の登録業務の適正な実施について」</u></p> <p>第 5 節～第 11 節 (略)</p> <p>第 5 章～第 9 章 (略)</p>	<p>⑦ 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑧ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>⑨ <u>平成 26 年 5 月 1 日付け雇児福発 0501 第 5 号「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受取る金品に係る指導等について」</u></p> <p><u>(注) 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が平成 28 年 10 月に公布されており、公布から 2 年を超えない範囲で施行することとされている。</u></p> <p>第 4 節 里親 1～10 (略)</p> <p>11. その他 里親委託等については、本指針に定めるほか、次の通知等による。 (1)～(7) (略)</p> <p>第 5 節～第 11 節 (略)</p> <p>第 5 章～第 9 章 (略)</p>